'19年8月16日日　経朝

真相深層

個人事業主、どう守る

■ウーバーイーツ配達員が労組結成へ

働き方多様化 法整備遅れ

インターネット経由で仕事を受け、自由に働く「ギグワーカー」という働き手の保護が問題になっている。不安定な状況を脱しようと米ウーバーテクノロジーズの宅配代行サービス「ウーバーイーツ」の日本の配達員が労働組合結成に動き出した。ただ日本では法で守る議論が海外より遅れているのが実態だ。

骨折で収入ゼロ

ウーバーイーツをはじめ、複数の食事宅配サービスの配達員として働く尾崎浩二さんは7月上旬、都内で配達中に転び、腕を骨折した。「2カ月間は無収入。治療費もかかる。不安だ」と話す。

事故はウーバーの配達時ではなかった。ただ「個人事業主として扱われ、労災保険に加入できない状況は同じ」といい、ウーバー配達員の労組結成にも関わる。ウーバー日本法人は約1万5千人いる配達員の事故に関し、相手の損害は保険で補償するが、配達員本人への損害の補償はない。

1日の設立準備会では事故時の配達員への保障制度づくりなどウーバー側への要求案について十数人の配達員が議論した。結成を支援する東京ユニオンの関口達矢副執行委員長は「配達員を10人は集めたい」と話す。

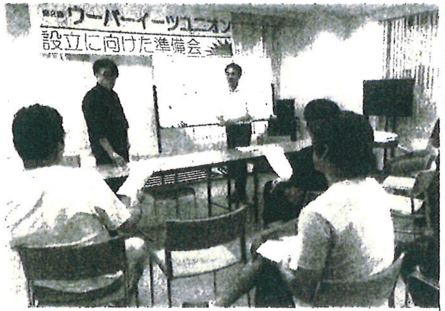
ウーバーイーツユニオン
設立に向けた準備会

ウーバーイーツの配達員が労組設立に向け準備会を開いた（1日、都内）

総務省や厚生労働省によると、日本では従業員を雇わない自営業を営む人が減る一方、特定の発注者に頼る個人事業主は170万人程度に増えている。ウーバーの配達員のようなギグワーカーを含む。

個人事業主には最低賃金、有給休暇、労災保険などは適用されない。海外ではウーバー運転手などの保護を巡り、裁判や立法が相次ぐ。英国では2018年12月に控訴審が運転手を「就労者」という、自営業者と労働者の中間に位置づけた。「日本法にはない分類で最低賃金などが保障されるとした」（東洋大学の鎌田耕一名誉教授）

フランスはより先を行く。16年にウーバーのようなプラットフォーマーに義務を課す法律が成立。働き手が労働者かどうか判断せず「プラットフォーマーのサービスで一定の収入を得る人には、労災保険、職業訓練費を負担する責任を定めた」（穂高弥生子弁護士）。

日本では厚労省の検討会で議論が始まった。6月の中間整理では、雇用に近い形態で働く人のために契約ルールの整備や報酬の適正化などを検討する方向が示された。ただルール整備の時期についてゴールは定めておらず海外より遅れている。

ウーバーイーツの配達員が労組をつくるのは労組の団体交渉に企業は応じる義務があり、一定の保護への期待があるためだ。「企業は利益に見合う負担をすべきだ」と労組結成を支援する川上資人弁護士は話す。

法律上労働者か

難しい問題もある。企業側が個人事業主の連携を認めない理由として「カルテル」を持ち出す例が出ている。米シアトル市は15年に個人事業主が団体を通じて企業と協議し、報酬を決められる条例を制定した。これに全米商工会議所が独占禁止法違反だとして条例無効の宣言と施行の仮差し止めを求めて係争中だ。

「個人事業主が連携して賃金交渉するのは価格カルテルで違法か、理由が正当で合法かなどを裁判所は検討する」（早稲田大学の土田和博教授）

日本では労組による賃金交渉は独禁法の適用除外だ。個人事業主にも労働組合法上の労働者として労組結成が認められることがある。ただ「契約内容の決め方が一方的」といった一定の要件を満たす場合に限られる。

労働法制で守りづらい個人事業主の保護について、公正取引委員会は発注する企業の行為を独禁法で規制する考え方を示す。ただ海外の事例は、独禁法が個人事業主の保護の足かせとなるリスクを示している。

ギグワーカーの権利保護の難しさは働き手の意思が共通の声としてまとまりづらい点だ。労組結成も、立法を働きかける場合も早期の打開は難しい。何が最適なのか、働き手自身が声を上げ情報発信することが大切だ。

（編集委員　瀬川奈都子）

'19年8月17日日　経朝

フリーランス専用保険

損保ジャパン　報酬巡る訴訟費 補償

損害保険ジャパン日本興亜は特定の組織に属さず働くフリーランスが企業から報酬を受け取れなかった際、弁護士費用を補償する保険の取り扱いを8月中に始める。働き方が多様化するなか、フリーランスの約7割が報酬の未払いトラブルを経験しているとの調査もある。保険によって誰でも安心して働ける環境づくりを後押しする。

報酬トラブルに保険で対応する

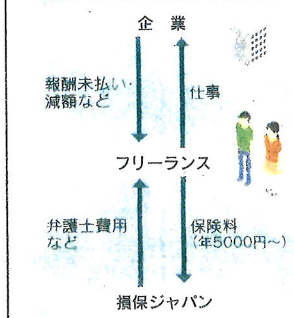

フリーランスの報酬トラブルに特化した保険は国内で初めて。損保ジャパンはプロフェッショナル&パラレルキャリア・フリーランス協会（東京・中央）と提携し、同協会の有料会員を対象にする。個人事業主や企業と業務委託契約を結んで働く人、副業を営む会社員など幅広い働き方をする人が加入できる。

個人で働くフリーランスは立場が弱くなりがちだ。フリーランス協会によると報酬の未払いを経験したフリーランスの約4割が弁護士費用の負担などを原因に泣き寝入りしたという。厚生労働省や公正取引委員会が対応を検討しているが、依然、トラブルは多い。

損保ジャパンの新しい保険では、報酬の支払い遅延や一方的な減額、不払いなどの際に訴訟費用を保険金で賄えるようにする。契約者が弁護士と電話で相談できる窓口も用意する。保険金50万円の契約で年間保険料は5千円から。

従来の弁護士費用の保険は中小企業向けが中心で、保険料も年10万円以上が多かった。今回は補償の対象を絞ることで保険料を抑え、個人も加入しやすくした。3年で1万人の加入をめざす。

内閣府の推計によると、フリーランスとして働く人は300万人規模と国内の就業者の約5%を占める。

経済のデジタル化が進んでスマートフォンでも仕事を受注しやすくなり、大手企業で兼業・副業の解禁が進んでいる。柔軟な働き方を選ぶ人の権利をどう守るかといった課題も大きくなっている。